

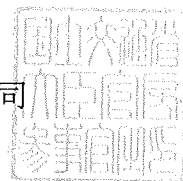


国官参物第109号
平成28年11月25日

一般社団法人 日本倉庫協会
会 長 藤 岡 圭 殿

国土交通省

大臣官房参事官（物流産業）川 上 泰 司



地方税法附則第15条第1項に基づく地方運輸局長等の証明について

地方税法附則第15条第1項に基づく地方運輸局長等の証明については、別添様式により申請及び証明を行うこととするので通知します。

また、同証明の申請手続要領を送付しますので、関係者に周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、平成28年9月30日以前に新築又は増築されたものについては、従前の例によるものとします。

新・増設倉庫証明申請書

平成 年 月 日

殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称 印

下記の施設（概要は別紙のとおり。）は、地方税法施行令附則第11条各項の要件に該当するものであることを証明願います。

倉庫の名称			
倉庫の所有者			
所在地			
床面積（容積）及び階数	㎡（m³）		階
新増設の別	新設・増設		
新増設年月日	年	月	日
対象となる施設		施設に係る要件	
☐ 臨港地区内の倉庫		地方税法施行令附則第11条第2項	
☐ 物資流通拠点区域内の倉庫			
対象となる機械設備		機械設備に係る要件	
☐ 到着時刻表示装置		地方税法施行令附則第11条第3項	
☐ 特定搬出用自動運搬装置			

(注) ① 該当する□欄にレ印を記入すること。
② 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項に規定する認定を受けたことを確認するため、認定書の写しを添付することとする。

番 号
平成 年 月 日

申請のとおり要件に該当することを証明する。
局(部)長名 印

(別紙)

倉庫の概要

[流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫]

倉庫業法第3条の登録	有 無	登録の日	平成 年 月 日
倉庫業法第7条の変更登録	有 無	変更登録の日	平成 年 月 日
新 増 設 の 別	☐ 新設 ☐ 増設	新增設年月日	平成 年 月 日
所 在 地			
所 管 面 容 積	m ² ・m ³	倉庫の名称	
倉庫の種類	☐ 1類(平屋) ☐ 1類(多階建) ☐ 冷蔵 ☐ 貯蔵槽(穀物貯蔵可能な構造)		
主 要 構 造 部	☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 (骨格材の肉厚 mm)		
倉庫の立地区分	一般倉庫又は冷蔵倉庫	☐ 臨港地区 ☐ 物資流通拠点区域	
	貯蔵槽倉庫	☐ 臨港地区	
倉庫業法第6条第1項第4号の基準	☐ 適合 ☐ 不適合		
貨物の搬出入場所の前面の空地	奥行き m		
倉庫の外壁面に設けられた貨物の搬出入場所(一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る)	☐ 適合 ☐ 不適合		
貨物の荷さばきの用に供する空間(一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る)	奥行き m		
☐ 強制送風式冷蔵装置(冷蔵倉庫に限る)(取得年月日 年 月 日) 冷却能力 ℃ 機械等 ☐ 送風機 ☐ 温度自動調整装置			
☐ 搬入用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫に限る)(取得年月日 年 月 日) ☐ 搬出用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫に限る)(取得年月日 年 月 日)			
☐ 到着時刻表示装置 ☐ ディスプレイ表示器(取得年月日 年 月 日) 映像面の最大径 cm 導入台数 台 ☐ 携帯用表示器 導入台数 台 ☐ 貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設 ☐ 特定搬出用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫に限る)(取得年月日 年 月 日) 搬出能力 トン/毎時			
☐ 流通加工の用に供する空間			
☐ データ交換システム ☐ 貨物保管場所管理システム			

備考：該当する□欄にレ印を記入する。

(別添)

地方税法附則第15条第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請の手続要領

1. 新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類の提出先

新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、証明を受けようとする倉庫ごとに作成し、証明を受けようとする倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局長を名宛人として本局に提出する。

ただし、当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所（以下「支局等」という。）があるときは、その支局等にも申請書等を提出することができる。

2. 申請書等の提出部数

- ① 新・増設倉庫証明申請書及び倉庫の概要を1通
- ② 添付書類を倉庫の種類毎に各1通

3. 申請書等の記入要領

(1) 新・増設倉庫証明申請書

- ① 倉庫の名称
登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。
- ② 倉庫の所有者
倉庫の所有者の氏名又は名称を記入する。
- ③ 所在地
建物所在地を地番まで記入する。
- ④ 床面積（容積）及び階数
 - 床面積（容積）
倉庫業法施行規則等運用方針（平成14年3月28日付国総貨施第25号）（以下「運用方針」という。）の〔2〕2-1に規定する有効面積又は運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。
 - 階数
当該倉庫の階数を記入する。平屋の場合の階数は、「1」と記入する。
- ⑤ 新增設の別
「新設」又は「増設」の該当する部分に○印を記入する。
- ⑥ 新增設年月日
新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。
- ⑦ 対象となる施設
該当する「□欄」のいずれか1つに「レ印」を記入する。
- ⑧ 対象となる機械設備
該当する装置の「□欄」に「レ印」を記入する。

(2) 倉庫の概要

① 倉庫業法第3条の登録及び倉庫業法第7条の変更登録

申請者が倉庫業者で、かつ、当該申請に係る倉庫の新増設について、倉庫業法第3条の登録又は同法第7条第1項の変更登録をしている場合には、「有」に「○印」を記入する。

申請者が地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない場合には、当該申請に係る倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が、倉庫業法第3条の登録又は同法第7条第1項の変更登録している場合には、「有」に「○印」を記入する。

② 登録及び変更登録の日

申請者が倉庫業者の場合には、当該申請に係る倉庫について取得した倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知書又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。

申請者が地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない場合には、当該申請に係る倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が取得した倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知書又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。

この場合において、当該倉庫の利用者が2以上いるときは、そのうちの1の者の登録通知書又は変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入すれば足りる。

③ 新増設の別

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

④ 新増設年月日

新設又は増設した日を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。

⑤ 所在地

建物所在地を地番まで記入する。

⑥ 所管面容積

運用方針〔2〕2-1に規定する有効面積又は、運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。

⑦ 倉庫の名称

登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。

⑧ 倉庫の種類

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

⑨ 主要構造部

該当する「□欄」に「レ印」を付ける。骨格材の肉厚は設計図上の厚さを記入する。要件を満たすためには、骨格材の肉厚は3mm以上が必要となる。

⑩ 倉庫の立地区分

当該申請に係る倉庫が該当する立地区分について、該当する「□欄」に「レ印」

を記入する。要件を満たすためには、一般倉庫又は冷蔵倉庫にあっては、地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する臨港地区内又は同施行令附則第 11 条第 2 項第 2 号及び平成 28 年 9 月 30 日付国土交通大臣告示第 1109 号（以下「告示第 1109 号」という。別紙参照。）に定める物資の流通の拠点となる区域内に立地するものであることが必要となる。また、貯蔵槽倉庫にあっては、同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する臨港地区内に立地するものであることが必要となる。

⑪ 倉庫業法第 6 条第 1 項第 4 号の基準

当該申請に係る倉庫が、申請時において倉庫業法第 3 条の登録又は同法第 7 条第 1 項の変更登録している場合には、「適合」欄に「レ印」を記入する。

当該申請に係る倉庫が、地方税法施行令附則第 11 条第 1 項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない者の所有に属する場合において、当該倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が申請時において倉庫業法第 3 条の登録または同法第 7 条第 1 項の変更登録を取得しているときは、「適合」欄に「レ印」を記入する。

⑫ 貨物の搬出入場所の前面の空地

貨物の搬出入場所の前面の空地の奥行き¹の長さを記入する。要件を満たすためには、貨物の搬出入場所の前面の空地に奥行き 15m 以上の空地が設けられていることが必要となる。

⑬ 倉庫の外壁面に設置された貨物の搬出入場所（一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る。）

該当する場合に「適合」欄に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、倉庫の一の階のいずれかの外壁面に貨物の搬出入場所が技術的に可能な範囲で設けられているものであることが必要となる。

⑭ 貨物の荷さばきの用に供する空間（一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る。）

貨物の搬出入場所からの奥行き²の長さを記入する。要件を満たすためには、倉庫の貨物の搬出入場所から奥行き 5m 以上の荷さばきの用に供する空間が倉庫に設けられていることが必要となる。

⑮ 強制送風式冷蔵装置（冷蔵倉庫に限る。）

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載された冷却能力を記入する。機械等の欄は、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置であって、室温の調整を自動的に行うもの）が設けられていることが必要となる。

⑯ 搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日を記入する。要件を満たすためには、搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するもの）が設けられていることが必要となる。

⑰ 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日を記入する。要件を満た

すためには、搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するもの）が設けられていることが必要となる。ただし、3（2）⑮の特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあっては、搬出用自動運搬装置を有することを要しない。

- ⑮ 到着時刻表示装置、貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設又は特定搬出用自動運搬装置（特定搬出用自動運搬装置については、貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する装置等の「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、これらの装置等のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 到着時刻表示装置

「ディスプレイ表示器」又は「携帯表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が38cm以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設（事務所等）

要件を満たすためには、当該倉庫の敷地内に貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設が設置されていることが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、当該営業所等の位置を記入する。また、添付書類として添付する「事務所等」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載された搬出能力の数値を記入する。要件を満たすためには、特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであって、搬出能力が毎時100トン以上のものをいう。）を有することが必要となる。

⑯ 流通加工の用に供する空間

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、ラベル貼り、梱包、袋詰め等の流通加工が行われる場所を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、流通加工の用に供する空間の部分进行明らかにし、具体的な流通加工作業を記入する。

② データ交換システム及び貨物保管場所管理システム

該当するシステムの「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、これらのシステムの両方を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「データ交換システム」及び「貨物保管場所管理システム」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ データ交換システム

荷主その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステム（インターネットによる情報交換を含む）のことをいい、具体的には、倉庫業者のコンピュータと荷主のコンピュータがオンラインで接続され、これらのコンピュータ間で入庫・出庫・在庫管理等の情報が電子的に交換されることをいう。

○ 貨物保管場所管理システム

電子情報処理組織に基づき、倉庫内の貨物の保管場所を特定するシステムをいう。

4. 添付書類

次に掲げる書類を申請書に添付する。

ただし、倉庫業法第3条の登録または第7条第1項の変更登録の申請に下記②及び③の書類を添付した場合は、これらの書類の添付を省略できる（ただし、平面図を除く。）。

- ① 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第4条第1項に規定する認定書の写し
- ② 倉庫の平面図（階数が二以上である場合は、各階の平面図）、立面図及び断面図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図をいう。）
- ③ 倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ホの倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図をいう。）
- ④ 地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人にあつては、同項各号に定める基準に適合することを証する書面（事業協同組合の場合は組合員名簿の写し、株式会社の場合は定時株主総会に提出した最終の営業年度の営業報告書、その他の事業協同組合にあつては倉庫業者のみを構成員とすることを証する書面、株式会社にあっては当該株式会社に出资した倉庫業者がその発行済株式の総数の9/10以上に相当する株式を所有することを証する書面をいう。）
- ⑤ 当該申請に係る倉庫が地方税法施行令附則第11条第2項第1号に規定する臨港地区に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の建築確認通知書の写し又は港湾管理者が作成した臨港地区を示す図面をいう。）
- ⑥ 当該申請に係る倉庫が地方税法施行令附則第11条第2項第2号及び告示1109号に規定する物資の流通の拠点となる区域内に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の中心点（平面図における倉庫建物の対角線の交点）を起点に、半径5kmに相当する円を描いた2万5千分の1又は5万分の1の地図

をいう。)

- ⑦ 一般倉庫、冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫にあつては、到着時刻表示装置を選択し、かつ、「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、地方税法施行令附則第 11 条第 3 項第 1 号及び地方税法施行規則附則第 6 条第 8 項及び第 9 項に定める基準に適合することを証する書面（ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行令附則第 11 条第 3 項第 1 号及び同施行規則附則第 6 条第 8 項及び第 9 項に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- ⑧ 冷蔵倉庫にあつては、強制送風式冷蔵装置が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号へ（2）に定める基準に適合することを証する書面（強制送風式冷蔵装置に関するメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号へ（2）に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- ⑨ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる書面
- 搬入用自動運搬装置が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ（2）に定める基準に適合することを証する書面（搬入用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ（2）に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
 - 搬出用自動運搬装置が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ（3）に定める基準に適合することを証する書面（搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ（3）に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
 - 特定搬出用自動運搬装置を選択した場合は、当該装置が地方税法施行令附則第 11 条第 3 項第 2 号及び地方税法施行規則附則第 6 条第 9 項の表第 2 号に定める基準に適合することを証する書面（特定搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 3 項第 2 号及び同施行規則附則第 6 条第 9 項の表第 2 号に定める基準に適合することを証する書面をいう。）

⑩ 様式 1（到着時刻表示装置）

「概略図」には、トラック予約受付システム（以下「予約システム」という。）のシステム全体のフロー図を記入する。

「概略図の説明」には、予約システムの運用ルールとして、予約可能時間枠の説明（予約可能時間枠の時間幅等）、利用者に対する予約可能時間枠の提示方法、予約方法等について記入する。

「到着時刻表示装置の仕様等」については、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカー名、映像面の最大径、導入台数を記入する。

⑪ 様式 2（貨物自動車運送事業の用に供する事務所等）

「事務所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」については、倉庫に事務所等を設置する貨物自動車運送事業

者に係る情報を記入する。

「事務所等の名称及び位置」「事務所等に配置する事業用自動車の数」「自動車車庫の位置及び収容能力」については、倉庫に事務所を設置する貨物自動車運送事業者の貨物自動車運送事業許可における事業計画に記載されている情報を記入する。

「事務所等において行う業務の内容」については、倉庫に事務所等を設置する貨物自動車運送事業者が当該事務所で行う業務の概要について記入する。

「当該事務所の使用権原」については、当該事務所等の所有形態として「所有」又は「賃貸」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

⑫ 様式3（データ交換システム）

「概略図」については、データ交換システムのシステム全体のフロー図を記入する。

「情報交換の内容」については、入庫情報、出庫情報及び在庫情報のうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

「その他」については、入庫情報、出庫情報、在庫情報以外の情報交換に関する情報がある場合には、具体的に記入する。

「荷主の名称及び住所」については、当該システムを利用している主な荷主の名称、住所を記入する。

「概略図の説明」については、データ交換の取り決め、使用ソフトウェア等当該システムの内容を具体的に記入する。

「備考」については、当該システムを利用して情報交換を行っている他の荷主、その他当該システムに関する上記以外の事項を具体的に記入する。

⑬ 様式4（貨物保管場所管理システム）

「貨物の保管場所の割り振りの仕方」、「管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要」、「使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要」、「備考」の各項目について、当該申請に係る貨物保管場所管理システムの概要を具体的に記入する。

様式 1 (到着時刻表示装置)

概略図

概略図の説明

到着時刻表示装置の仕様等

☐ ディスプレイ表示器

メーカー名：

映像面の最大径：

導入台数：

☐ 携帯用表示器

導入台数：

様式2（貨物自動車運送事業の用に供する事務所等）

事務所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 氏名又は名称： 住 所： 代表者の氏名：
事務所等の名称及び位置 名 称： 位 置：
事務所等に配置する事業用自動車の数 台 数： 台
自動車車庫の位置及び収容能力 位 置： 収 容 能 力：
事務所等において行う業務の内容
当該事務所の使用権原 ☐ 所有 ☐ 賃貸

様式 3 (データ交換システム)

概略図
情報交換の内容 ☐ 入庫情報 : ☐ 出庫情報 : ☐ 在庫情報 : そ の 他 :
荷主の名称及び住所 名 称 : 住 所 :
概略図の説明
備 考

様式 4 (貨物保管場所管理システム)

貨物保管場所の割り振りの仕方

管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要

使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要

備 考

【別紙】

○国土交通省告示第千百九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第二項第二号の規定に基づき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第一項の規定の適用を受ける区域を次のように指定し、平成二十八年十月一日から適用する。

なお、地方税法附則第十五条第三項の規定の適用を受ける区域を指定する件（平成十七年国土交通省告示第千六十三号）は廃止する。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

地方税法施行令附則第十一条第二項第二号に掲げる区域は、次に掲げる道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。）と同法第三条第二号に規定する一般国道、同条第三号に規定する都道府県道又は同条第四号に規定する市町村道を連結させるための施設からの距離が五キロメートル以内である区域とする。

一 道路法第三条第一項に規定する高速自動車国道（まだ供用の開始がないものを除く。次号において同じ。）

二 道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路（高速自動車国道に接続しているものに限る）

、まだ供用の開始がないものを除く。）